

# ユニバーサルアクセス税

太田 昌孝

東京工業大学 総合情報処理センター  
mohta@necom830.hpc.titech.ac.jp

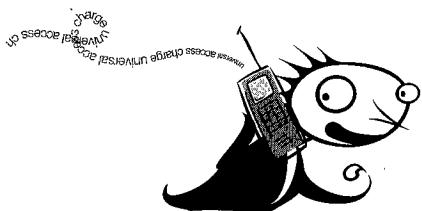
## デジタルデバイド

## 電話網と ユニバーサルアクセス税

デジタルデバイドとは、インターネット時代への対応が一樣でないことから生じる格差のことである。といつても、いわゆる先進国と発展途上国との間の格差は今のところ問題にならない。各国が国を挙げてインターネット時代の霸権を競っている状態で、他国のことなど考えている余裕はない。その競争が一段落したあとで、勝ち残った国が対応が遅れた国に援助するなり援助と称する植民地化を行うことになるだろう。

ところが、世界有数のインターネット発展途上国（後進国といったほうがいいかもしれない）である我が国では、そのへんの認識すらないようで、いわゆる発展途上国にODAだかにかで、我が国の技術を提供するようなことを真剣に検討しているふしがある。我が国が提供しそうなのはISDNだとがモードだとといった高くて遅い電話網技術であろうから結局援助対象国のインターネットの発展には有害無益である。

デジタルデバイドは自国の国力を涵養するための格差の解消であり、もっぱら国内問題なのだ。そこで問題になるのは、1つは社会階層間の格差であり、もう1つは地域間格差である。といつても、社会階層間格差には社会固有のややこしい問題がいろいろあり一筋縄ではいかないので、本稿では地域間格差のみを扱う。



電話の利用というのは、現代ではどうやら基本的人権の一種であるらしく、どこに住んでいても同じ条件で電話を利用できる（これをユニバーサルサービスという）よう政府が保証するのは珍しいことではない。

ユニバーサルサービスを実現する方法の1つとして、電話事業は公社に独占させ、全国どこでも一律の料金でサービスするという形態が考えられる。

しかし、公社による独占では自由競争が不可能であるので、米国などで利用されているのがユニバーサルアクセス税の考え方である。つまり、人口密度の多い地域でサービスする電話会社から税を徴収し、人口密度の低い地域でサービスする電話会社にそれを分配することにより、電話の基本料金の地域間格差を是正しようというものである。地域内格差を防ぐため、ある地域にサービスする業者はその地域内で一律のサービスを義務づけられることになるが、地域の数が十分多ければ、地域間の自由競争の活性化は期待できる。

日本では電電公社は一応なくなったが、その民営化にあたって自由競争の振興という視点がまったくなかつたため、電話のアクセス網はほぼNTTに独占されたままである。電話の基本料金は一応全国一律である。といつても地域間格差がまったくないというわけではない。

東京03地域に住む人は他の地域と比べて圧倒的多数の相手と市内料金で通話できる。これは人口の東京一極集中の一因ともなっているであろう。地域間格差の是正を考えるなら、地域によらず同一市内に含まれる加入者の数はほぼ同じにすべきである。長距離通話料金も、昔は本州の中央部分のほうが平均的に通話料金は得であったが、現在ではある程度以上の遠距離は同じ通話料金なので、これはほとんど問題にならないだろう。また、東西NTTの分割（といえるよう

なものでもないが)に伴いユニバーサルアクセス税の考えを導入すべきかもしれない。

とまあ、細かいことをいえばきりがないが、ただ、いまさら電話網やその料金のことなど真剣に論じてもしようがない。

## インターネットと ユニバーサルアクセス税

今後は電話網は消えインターネットが電話も含めたすべての情報通信の基盤となる。そこでインターネットが利用できることは基本的人権の一種となり、どこに住んでいても同じ条件でインターネットを利用できるよう政府が保証するのは珍しいことではなくなるだろう。しかし、その方法の一つとして、インターネット事業を公社に独占させ、全国どこでも一律の料金でサービスするという形態は考えられない。

公社による独占では自由競争が不可能であるからだ。

しかし一方、ユニバーサルアクセス税の考え方方が簡単に適用できるわけでもない。

電話でユニバーサルアクセス税を課すのは簡単である。電話サービスは地域内で一律であり、その基本料金も地域内で一律を義務づけられるとすると、ユニバーサルアクセス税も地域内で一律の額を各利用者から徴収すればよい。電話の利用者は電話番号とほぼ1対1に対応しているので、利用者数の把握も楽である。

一方、インターネットではこうはいかない。インターネットの利用形態はさまざまだからだ。もちろん電話網を利用したダイアルアップアクセスは、電話網とともに消滅するので考慮する必要はないが、CATVインターネット、ADSL、FTTH、無線と、インターネットアクセスの形は、料金も速度もさまざまである。また、市内と市外が電話番号ではつきり分かれている電話網と異なりインターネットではどこまでがアクセス網でどこまでが長距離幹線なのかも、はつきりしているわけではない。利用者数も、IPアドレスで数えたら、NAT(複数の機器でアドレスをダイナミックに共有する方式)のような不健全な習慣を奨励するだけだろう。IPv6の時代には各加入者が6万以上のサブネットを持つようになり、アドレスの数にもサブネットの数にも意味はない。

そのせいか米国ではインターネットでのユニバーサルアクセス税は諦めようという考えがある。あるいは、現在はもっぱら都市部を中心に活動しているISPが猛反対しているのかもしれない。

ここで問題になるのがインターネット電話である。インターネットでも音声を伝送することができるため、インターネットにはユニバーサルアクセス税を課さないと電話網のユニバーサルアクセス税が意味をなさなくなる。米国議会は、イ

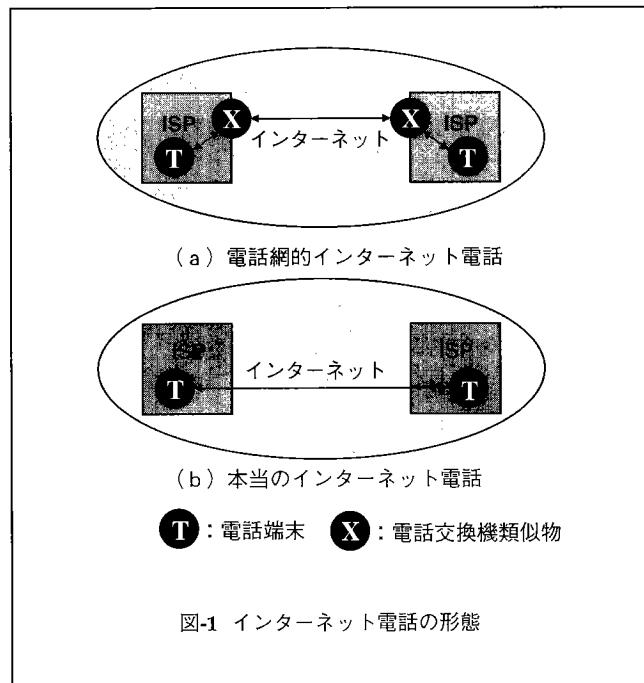


図-1 インターネット電話の形態

ンターネットでも音声通信に限りユニバーサルアクセス税を課そうと真剣に議論しているようだ。

いまさら電話網ごときのためにインターネット政策を歪めようという先見性のなさには驚くが、そもそもこのような政策は技術的に不可能である。確かに、電話網そのままのVoIP方式を利用したインターネット電話では、VoIP網間の結合のために電話交換機やその類似物が大規模サービスには必須であり、インターネットでの音声の利用を管理できる(図-1(a))。しかし、このような電話方式では電話交換機類似物の管理コストが馬鹿にならず、本来無料でインターネットについてくる電話が有料になるだけである。

一方、まともなインターネット電話では、加入者は直接音声パケットをやりとりするので、政府もISPも、あるパケットが音声なのか他のデータなのか判断しようがない(図-1(b))。パケットフォーマットからある程度推測はできても、暗号化されたら完全にお手上げである。

音声だけを区別することは無理でも、インターネットでも地域間格差をなくしユニバーサルアクセスを実現するという考え方自体は悪いことではない。

現実的な解としては、ユニバーサルアクセス税を都市部の利用者のISP料金から定率で徴収し、過疎地では補填するという方式が考えられる。このときの問題は、アクセス網部分だけでなく、長距離や国際幹線の料金にも課税されるということだ。しかし、昔の電話網ならいざ知らず、いまどきの幹線部分の通信料金はアクセス網と比べてそれほど高価なものではない。もともとユニバーサルアクセス税にはそれほど精密さは望むべくもなく、総額でだいたい地域間格差が補正できればまあいいであろう。

(平成12年10月17日受付)